

京都市体育館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第154号

京都市体育館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市体育館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表中

2,200
4,500

 を

2,500
5,200

 に、

5,600
1,100
200
2,200

 を

6,500
1,300
200
2,500

 に、

1,100
1,100
1,100
2,200

 を

1,300
1,300
1,300
2,500

 に、

1,100

1,300

9,000	10,400
5,000	5,800
4,000	4,600
10,000	11,500
5,500	6,300
4,500	5,200

」

」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)